小樽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)

小樽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

小樽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

この方針では、小樽都市計画区域(以下「本区域」という。)について将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定の方針を平成32年の姿として策定する。

その範囲及び規模は、小樽市の行政区域の一部からなり、その面積は次のとおりである。

	市名	範 囲	面積
都市計画区域	小 樽 市	行政区域の一部	約 12,973 ha
î	a	†	約 12,973 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、北海道の南西部に位置し、日本海に面した長い海岸線と、緑濃い山々に囲まれる起伏に富んだ地形を呈し、市街地は重要港湾である小樽港を中心として、狭あいな平坦地と背後の丘陵地に広がっている。

また、小樽市は、北海道開拓の歴史の中で先駆的な拠点として開かれ、海陸流通の要衝として本道の発展に大きく貢献しつつ、経済都市として発展してきた。

近年は、道央広域連携地域の中核都市として産業、流通、教育、文化、観光・レクリエーションなどの拠点として広域的な都市機能を分担しており、人・もの・情報の交流でにぎわう、国内・国際交流の拡大を目指すとともに、まちなかのにぎわい創出、まちなか居住などによる中心市街地の活性化や、今後予定される北海道新幹線の整備にあたっては、魅力あるまちづくりや適切な土地利用を図る必要がある。

このことから、将来都市像を「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」として、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

Ⅱ. 区域区分の決定の有無とその方針

1. 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、地形的に東西に細長く、大部分が山地や丘陵地によって占められ、平地が極めて少ない地形であり、このような土地利用の制約の中で、コンパクトな市街地を形成してきている。現市街地においては、現状を維持することを基本としつつ、必要に応じて計画的な市街地の充実・整備を図り、今後とも無秩序な市街地の拡大を抑制し、農林漁業との健全な調和を図っていくため、引き続き区域区分を定める必要がある。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年 次 区 分	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都 市 計 画区域内人口	142.2 千人	おおむね116. 7千人
市街化区域内 人 口	140.9 千人	おおむね115.8千人

(2) 産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次のとおり想定する。

× 区		年	_	次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
生産	工業	善出	荷	額	1,381億円	1,260億円
規 模	卸小	売 販	え 売	額	3, 171億円	2,850億円
就	第 1	次	産	業	0.9千人	おおむね 0.5千人
業者	第 2	2 次	産	業	11.5千人	おおむね10.4千人
数	第 3	3 次	産	業	46.9千人	おおむね43.3千人

(3) 市街化区域の規模

市街化区域は、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収 容しうる規模とし、おおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成32年 (目標年)
市街化区域面積	3, 848ha

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

現在の市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保持し、都市機能を計画的に整備する。 市街化区域の範囲は、人口動態や産業の動向等から現状を維持し、利便性の高いコンパクトな 市街地形成を目指す。

主要用途は、住居系、商業系、工業系に分け、次のように位置付ける。

住居系

住居系は、地域特性に応じた住環境の適切な維持・更新を基本とした住宅市街地を形成して いくため、低層系住宅地と一般系住宅地に分けて位置付ける。

低層系住宅地は、戸建て低層住宅を主体とした低密度な建物構成の水準を維持し、ゆとりあ る良好な自然環境が保たれた住宅地として幸・天神・望洋台・桂岡町などに配置し、良好な住 環境の形成を図る。

般系住宅地は、住宅や店舗などの生活利便施設が適度に混在する中心市街地の周辺や幹線 沿いに配置し、このうち中高層住宅地は、低層建物と中高層建物が共存する良好な住環境の整 備に努める。

また、既存の地区計画の見直しを含め、地区計画等の活用により、地区の特性や社会環境の 変化等に応じた良好な住環境の形成に努める。

② 商業系

商業系は、各地域特性を活かした魅力ある商業空間の創出に努め中心商業・業務地、一般商

業地、沿道サービス地などに分けて位置付ける。 中心商業・業務地のうち、中心商業地は、小樽市中心市街地活性化基本計画に基づき商業、 サービスの集積地としてJR小樽駅周辺及び都通り商店街を中心とした色内・稲穂・花園など に配置し、まちなか居住などの複合的な機能を備えたにぎわいのある商業地の形成を図る。ま た、官公庁施設などとしての業務地は、花園・富岡などに配置し、行政サービス機能を活かし た利便性の向上に努める。

一般商業地としては、中心商業地の周辺で既に商業施設の集積がみられ、徒歩圏での利便性 支える地区や、地域の生活を支える商業地として手宮・長橋・入船・銭函などに配置し、日 常生活利便施設の充実を図る。

沿道サービス地としては、主要な幹線ごとの状況に応じて蘭島・塩谷・緑・奥沢・新光・銭

函などに配置する。 レジャー・レクリエーション及びウォーターフロントを活かした商業地として、山間部の朝 里川温泉、臨海部のJR小樽築港駅周辺にそれぞれ配置する。

③ 工業系

工業系は、工業系施設の集積を図る地域として重要な工業拠点である工業専用地と既に工場

等が集積し、住宅等と共存する一般工業地に分けて位置付ける。
工業専用地は、道央広域連携地域に立地する地域特性と港湾と連携のとれた物流機能を活か し、交通基盤と対応した都市型工業の立地を基本として銭函地区や小樽港の各ふ頭に配置する。一般工業地は、軽工業などの工業施設や運輸・卸売などの流通に関する施設が集約されてい る地域として、塩谷・奥沢・天神・桂岡町などに配置する。

また、広域的な都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設の立地については、 都市機能の適切な立地誘導を図る観点から、特別用途地区により立地を制限する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

商業系市街地としての中心商業・業務地は、各地区にふさわしい機能を集積し、その効果を 高めるため高密度の利用を進め、周辺の景観と調和した都市空間を創出する。

一般商業地、沿道サービス地を担う地区は中密度の利用を図る。

工業系市街地の銭函地区や一般工業地は、地区特性に応じた適正な密度の利用を図る。

住居系市街地としては、低層系・一般系の各住宅地について、それぞれ低密度及び中密度の 利用を図り、良好な住環境の維持・創出に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

老朽住宅や木造住宅が密集する地区は、老朽住宅の建て替えや共同化などを誘導するととも に、中心市街地においては、高い利便性を生かしたまちなか居住を推進し、だれもが安全で安 心して暮らせる住環境の形成に努める。

また、老朽化が進む公営住宅については、改善及び建替事業などによる高度利用を進め、良 好な居住環境の形成を図る。

(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

JR小樽駅周辺については、小樽市中心市街地活性化基本計画と連携した土地利用の高度化 及び未利用地の有効利用を促進し、中心市街地として活力とにぎわいのあるまちづくりを進め、 都市環境の充実を図る。

また、JR小樽築港駅周辺については、広域的な文化、交流、生活サービス機能に加え、周 辺施設と連携のとれた複合的な土地利用を促進する。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

今後予定される北海道新幹線の整備にあたっては、新駅周辺地域の適切な土地利用について 検討する。

また、臨港地区については、港湾計画に基づき適切な土地利用を図るとともに港湾機能と都 市機能が調和し、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場としての活用 を促進するため、地区計画等を活用した用途の複合化も含めた適切な土地利用を図る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

密集市街地で老朽家屋率が高い地区や狭あいな道路が多い地区については、市街地整備など を検討し居住環境の向上に努める。

また、良好な住環境の維持すべき地区としては、まとまりのある低層系住宅地である幸・天 神・望洋台・桂岡町などと、オタモイ・新光町・星野町の住居系地区計画区域を位置付け、地 区の特性を生かし、周囲の自然と調和した住環境の保全に努める。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

社寺境内地などにある身近にふれあう貴重な樹林地、市街地背後に広がる丘陵地や市域をふ ちどる海岸線などの骨格的緑地の保全に努めるとともに、歴史的建造物の保全・活用など、歴 史的街並みの形成に努める。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、農道など農業基盤の整備が実施されている区域、実施を予定している区域な どについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地としてその保 全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律(第8条第2項第1号)に基づく小樽市農業 振興地域整備計画書において農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図 るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

がけ地など災害の発生のおそれがある区域については、緑地の保全などに努め、また、いっ 水・津波・高潮の恐れのある区域については治水対策や海岸線の保全に努めるなど災害の防止 を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な都市環境を形成する上で重要な要素である市街地背後の赤岩山・天狗山・毛無山・石 倉山・春香山などの丘陵樹林地や「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」などの自然景勝地について は、自然環境の維持・保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落等における生活環境の維持及び整備については、必要に応じ地区計画などを活用す るなど、周辺の自然環境に配慮した土地利用に努める。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

基本方針

交通体系の整備の方針

本区域は、北海道開拓の歴史の中で先駆的な拠点として、港湾及び鉄道が早くから整備さ れ、海陸交通の要衝として、本道の発展に大きく貢献してきた。

近年、道央広域連携地域の西の玄関口の役割を果たすとともに、陸上交通や海上交通の結 節点として、地域内をはじめ、国内外を結ぶ機能を有しており、本地域の拠点都市としてそ の役割を増大させている。

本区域の交通体系は、海陸交通の結節点として小樽港があり、3・3・7号小樽中央線(国 道5号)、3・3・8号蘭島中央線(国道5号)及び札樽自動車道を主軸とし、3・1・500号道 央新道(国道 337 号)、3·4·14 号若松線(国道 393 号)、3·4·17 号朝里温泉通(道道小 樽定山渓線)及びその他都市内幹線街路からなる道路網を形成しており、またこれらの道路 網を利用したバス路線やJR函館本線の鉄道が公共交通網を形成している。

近年、人口の減少や急速な高齢化の進行、安全・安心に対する意識の高まりや環境問題な

ど、交通を取り巻く環境が大きく変化している。 このような状況の中、都市内交通については、これまでも基盤整備が進められてきたが、 今後とも都市の生活や経済活動を支える重要な機能として、交通の円滑化や利便性の向上、 人にやさしい交通環境、公共交通の充実などが求められており、広域交通については、新た な高速交通ネットワークの構築、都市内交通との連携など、道内外や地域間の交流促進、経 済活動の連携や観光交流の促進のため、機能の充実が求められている。

このため、本区域の交通施設の整備は、効率性、快適性、安全性のほか、環境や景観との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進め

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから 交通量に基づく施設整備の考え方や安全・安心や環境面などからの考え方とともに、情報 術などの活用、既存交通施設を有効利用する考え方を連動させた、総合的な視点で交通施設 整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

ア 広域交通については、既存交通機能の充実を図りつつ、各種交通機関の適切な分担と有 機的な連携を図ることにより、総合的・一体的な交通体系の確立を目指す。

また、北海道横断自動車道や北海道新幹線など新たな交通ネットワークとそのアクセス機能の形成を促進するとともに、広域的な観光交流や経済活動に寄与する交通ネットワークの充実に努める。

- イ 都市内交通については、既存の交通施設の有効利用を図りつつ、計画的な整備に努める とともに、公共交通機関の利便性向上を進め、都市内交通機能の充実を図る。 また、今後予定される北海道新幹線の新駅設置にあたっては、新駅と市街地や観光拠点 などとのアクセス機能の充実に努める。
- ウ だれもが安全に安心して移動できる、人にやさしい交通環境を実現するため、交通施設 のバリアフリー化などを促進する。
- エ 中心市街地のにぎわいの創出を支援する交通環境形成のため、駐車場の適切な誘導や効率的利用を促進するとともに、歩道整備や歩行者案内標識などの充実により、回遊性の高い良好な歩行空間の整備に努める。
- オ 地震などの災害に際して、円滑な避難、復旧などが可能となるような交通ネットワーク の構築に配慮するとともに、除排雪などの冬期交通対策の充実に努める。
- カ 長期未着手都市計画道路等については、地域特性や人口の減少などの社会情勢の変化を 踏まえ、その必要性等を総合的に点検・検証を行い、必要に応じて配置を再検討する。

b 整備水準の目標

本区域の交通体系は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、道路交通に関しては当面次のような整備水準を目標として整備を進める。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の形成を促進するとともに、都市内の 幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 1.53km/k ㎡となるように都市計画道路の整備を図る。

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
幹線街路網密度	1.26 km/km²	1.30 km/km²

② 主要な施設の配置方針

a 道 路

高速交通ネットワークの形成を図るために配置している 1・3・1 号小樽山手通(北海道横断自動車道) やインターチェンジへのアクセス道路の早期整備を促進するとともに、市内地域間を結ぶ環状道路(道道小樽環状線)、産業・交流の軸となる 3・2・4 号臨港線(道道小樽港線) や物流・交流拠点である小樽港などの主要な拠点間を結ぶ道路網の形成の促進、JR小樽駅駅前広場の交通機能の充実など、広域交通と都市内交通の有機的な連携のとれた道路交通ネットワークの充実に努める。

また、今後予定される北海道新幹線の新駅設置にあたっては、3·4·14 号若松線(道道天神南小樽停車場線)と一体的な新駅駅前広場について、検討を行い整備を行うとともに、アクセス機能の充実に努める。

b 鉄 道

北海道新幹線の整備にあたっては、新駅駅舎と連携した駅前広場などの整備により、利用者のアクセス機能などを確保する。

また、IR函館本線は、公共交通として輸送機能の充実に努める。

c 駐 車 場

中心市街地における交通の円滑化と利便性の向上を図るため、駐車場に関する整備計画の策定や駐車場への適切な誘導と効率的な利用に努める。

d 港 湾

道央広域連携地域の日本海側の物流拠点としての発展を図るため、既存の港湾施設や港湾機能の集積を生かし、国内貨物の誘致や対岸諸国などとの貿易拡大に努めるとともに、老朽化した港湾施設の計画的な更新を進める。

また、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場としての活用を促進し、まちづくりと連携した港湾空間の形成に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に、優先的に整備することを予定する施設としては次のとおりである。 $1\cdot 3\cdot 1$ 号小樽山手通(北海道横断自動車道余市~小樽間)、 $3\cdot 2\cdot 4$ 号臨港線(道道小樽港線)の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

本区域の公共下水道については、衛生的で住みよい生活環境の確保及び公共用水域の水質環境の保全を図るとともに、河川との整合を図りながら雨水を効率的に排除するため、下水道の整備を促進する。

また、都市施設として持続可能な下水道機能を維持するため、老朽化した下水道施設の改築更新を進めるとともに、環境に配慮し、災害に強い施設づくりに努める。

イ 河 川

河川については、関係機関や地域との連携を図りながら、安全性の確保や親水性の向上に努め、周辺環境に配慮した河川整備に努める。

b 整備水準の目標

ア下水道

小樽公共下水道の下水道普及率は平成 17 年で、98.1%であり、今後も、下水道の普及を目指すとともに、施設の長寿命化などによるコスト縮減に努めながら、施設の改築更新を計画的に進める。

イ 河 川

河川については、安全性の確保や周辺環境に配慮した河川整備に努める。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

本区域では、処理区域を中央・銭函・蘭島の3処理区に区分し、地域特性などを考慮しながら適正な規模の処理場、ポンプ場、幹線管渠などを配置し、適切な管理運営に努める。

b 河 川

市街地中心付近を流れる勝納川については、治水安全度の確保、周辺環境及び親水性に配慮するとともに、地域と連携した施設整備を進める。また、市街地西部の蘭島川・餅屋沢川・塩谷川、市街地南東部の朝里川や市街地東部を流れる星置川・キライチ川についても安全性の確保や、適切な維持管理に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に、優先的に整備することを予定する施設としては次のとおりである。

a 下水道

老朽化した下水道施設は、省エネルギー化などによる環境への負荷の低減を図りながら改築更新を進めるとともに、施設の重要度に応じた耐震化を行い、災害に強い施設づくりに努める。

b 河 川

勝納川については、周辺環境や親水性に配慮するとともに、 地域と連携した施設整備を図る。

(3) その他の都市施設

① 基本方針

a 廃棄物処理施設

廃棄物の減量化に向け、発生抑制や再使用・再利用を中心とした循環型社会の形成を促進する施策に取り組み、快適な生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るものとする。

一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、 北しりべし廃棄物処理広域連合**の「広域計画」並びに小樽市の「一般廃棄物処理基本計画」 に基づき、既存施設である北しりべし広域クリーンセンター(焼却施設及びリサイクルプラザ) の適切な管理運営に努める。

産業廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理 計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図る。

※ 北しりべし廃棄物処理広域連合:北海道の「ごみ処理の広域化計画」に基づき、小樽市、 積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の6市町村により平成14年4月に発足

② 主要な施設の配置の方針

一般廃棄物処理施設については、周辺環境に配慮するとともに、地理的に安定し、廃棄物処理の継続性が図られることなどを勘案し、引き続き桃内地区に北しりべし広域クリーンセンターを配置し管理運営を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地等快適な都市環境や機能的な都市活動を確保すべき地域において、歴史的なまちなみ等の周辺地区との調和のとれた都市環境の整備、防災機能の向上等を図るなど、市街地開発の計画的な誘導に努める。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は道央広域連携地域の西端に位置し、前面には日本海が広がり背後には山岳丘陵が迫っており、市街地は海岸沿いの狭あいな平坦地を主体に発達している。市街地の各所から背後の豊かな森林を望むことができ、緑あふれる都市景観を呈し、気候は比較的温暖で過ごしやすい。

また、本市は、北海道開拓の中で先駆的な拠点として開かれ、経済都市として繁栄してきた。その歴史をしのばせる街並みのほか、旧日本郵船㈱小樽支店、手宮洞窟などの史跡文化財が多く存在するとともに、海岸線の一部は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」の指定を受けているなど、良好な自然環境が数多く残されている。

これらの多様かつ貴重な自然、文化及び伝統を後世に伝えるとともに、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」及び「景観構成」の4つの機能が効率的に発揮されるように、公園緑地などの整備保全に努める。

また、整備にあたっては、バリアフリー化に配慮し、だれもが利用しやすい施設整備を進める。

② 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量	将来市街地に対す	都市計画区域に対
(平成 32 年)	る割合	する割合
将来市街地内 127ha	3.3 %	2.5 %
都市計画区域内 330ha	3.3 %	2.3 70

③ 都市計画区域内人口1人当たりの公園等の面積

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内 人口1人当たり の目標水準	9.1 ㎡/人	15.7 ㎡/人

(2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全系統の配置方針

- a 都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な市街地背後に広がる天狗山周辺など の丘陵樹林地の保全を図る。
- b 市街地内部の社寺境内林及び栗林の北限といわれる手宮公園の樹林地の保全を図る。
- c 学校などの公共公益施設の緑化や街路樹の整備を進める。
- d 多様な生き物などの生息・生育環境を育む河畔林などの水辺周辺緑地の保全を図る。

② レクリエーション系統の配置方針

- a 住区基幹公園のうち、街区公園については、街区内を主体とした適正な配置に努める。 近隣公園については、1近隣住区に1箇所設置することを目標とする。 地区公園については、4近隣住区に1箇所設置することを目標とする。
- b 都市基幹公園のうち、総合公園については、既存の手宮公園・小樽公園・長橋なえぼ公園 の施設の充実に努める。 運動公園については、市街地背後の丘陵地に設置することを目標とする。
- c 特殊公園として優れた自然景観を有する風致公園や歴史公園を設置することを目標とする。
- d 市民に潤いを与える都市緑地を緑の少ない中心市街地に配置するよう努める。

③ 防災系統の配置方針

- a 雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する市街地背後に広がる天狗山 周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。
- b 崖崩れ防止などに寄与する市街地内部の丘陵樹林地の保全に努める。
- c 水害、火災などの災害時の避難地として公園緑地など公共空地の確保を図る。

④ 景観構成系統の配置方針

- a 都市景観を構成する骨格的な緑地である市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。
- b 市街地景観に潤いを与える社寺境内林及び丘陵樹林地の保全に努める。
- c 小樽の中心部を一望できる丘陵地として手宮公園・平磯公園などの保全を図る。
- d 都市景観の向上に資するため、公園緑地などを整備するとともに、街路樹や公共公益施設などの緑化を進める。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地		整備	目標	
等の種別	配置方針	平成 17 年	平成 32 年	
47 *2 /至2/1		(基準年)	(目標年)	
街区公園	街区内での適正な配置 に努める。	0.9 ㎡/人	1.4 ㎡/人	
近隣公園	1近隣住区に1箇所設置することを目標とする。	1.2 ㎡/人	3.3 ㎡/人	
地区公園	4 近隣住区に1箇所設置することを目標とする。	1.7 m²/人	2.4 ㎡/人	
総合公園	既存の手宮公園、小樽公園、長橋なえぼ公園の施設の充実に努める。	5.2 ㎡/人	6.4 ㎡/人	
運動公園	市街地背後の丘陵地に 設置することを目標と する。			
その他の公園緑地	特殊公園として、優れた 自然景観を有する風致 公園や歴史公園を設置 することを目標とする とともに、中心市街地に 都市緑地などの整備に 努める。	0.1 ㎡/人	2.2 ㎡/人	

② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

		指定目標		
地区の種別	指定方針	平成 17 年	平成 32 年	
		(基準年)	(目標年)	
特別緑地保全地区	市街地内部にあって、市街地の環境の向上に寄与する社寺境内林や良好な自然林として貴重な樹林地の指定を予定する。		約 7 ha	
風致地区	都市環境の向上に寄 与するとともに、都 市景観を形成する重 要な要素となる天狗 山周辺での指定を予 定する。		約 157 ha	

(4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に指定予定の主要な特別緑地保全地区等

特別緑地保全地区については社寺境内林や貴重な樹林地を、風致地区については天狗山周辺での指定を予定する。